

生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は静岡県立沼津工業高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は生徒の自主的精神に基づいてその学校生活を豊かにし、よき社会人となるための人間形成を目的とする。

第3条 本会は本校全日制生徒をもって構成し、本校教職員を顧問とする。

第4条 本会の会員は次の権利及び義務を有する。

1. 諸会議に出席しその資格において自由に討論する。
2. 選挙権、被選挙権を有する。
3. 本会の会則、規定、生徒心得ならびに諸機関の決定事項に従う。
4. 会費を納入する。
5. 役員に選ばれた場合は誠実にその職責を果たす。

第5条 本会の最高責任者は生徒会長である。

第6条 学校長は本会のすべての活動に対し最終的権限を有する。

第7条 本会は次の機関を有する。

生徒総会、書記局、代議員会、専門委員会、常任委員会、ホームルーム及びホームルーム運営連絡会、部、生徒職員連絡会

第2章 組織及び機関

第1節 書記局

第8条 書記局には次の役員をおく。

生徒会長1名、生徒会副会長2名、書記長1名、書記次長2名、執行委員最大15名

第9条 書記局役員は生徒会選挙規定に基き全会員により選出され校長が認証する。但し執行委員は会長が任命する。

第10条 役員の任期は二期制とし前期は5月1日より10月31日まで、後期は11月1日より翌年4月30日までとする。但し再任することができる。役員は原則として兼任できない。役員の兼任を必要とするときはその可否を代議員会において審議決定する。

第11条 役員の任務及び権利は次のようである。

1. 会長は本会を代表し、生徒総会及び代議員会を召集する。また代議員会における過半数の承認をえて常任委員を任命する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合には会長の任務を代行する。また書記局の会計をつとめ常任委員会の運営を援助担当する。
3. 書記長は必要な文書の処理と生徒会活動の広報にあたる。また書記局会議の議長をつとめる。
4. 書記次長は書記長を補佐し、書記長不在の場合はその任務を代行する。
5. 執行委員は書記局にあって、主として、部関係、専門委員会の運営を援助担当する。

第2節 生徒総会

第12条 重要な問題については生徒総会をひらく。但し定時総会は旧役員の経過報告および新役員の運営方針その他について行う。

第13条 生徒総会は生徒の全員をもって構成し、前期後期各々1回開き次の場合は臨時に開くことが

できる。開催日の告示は7日前とする。

1. 全会員の1/5以上の要求があったとき。
2. 代議員会の要求があったとき。

第14条 生徒総会は構成員の2/3以上の出席をもって成立する。

第15条 生徒総会の議決は出席者の過半数をもって成立し、代議員会の議決に優先する。

第3節 代議員会

第16条 代議員会はホームルーム、常任委員会、専門委員会、書記局等から提出された諸問題を審議決定する。

第17条 代議員会は各ホームルームより選出された1名の代表によって構成され、その2/3以上をもって成立する。

第18条 代議員会は互選により議長、副議長、書記各1名をおく。

第19条 代議員会の議決は出席者の過半数をもって成立する。

第20条 原則として毎週木曜日定例代議員会を開き、次の場合は臨時に開くことができる。

1. 会長が必要と認めた場合
2. 代議員の1/3以上の要求があった場合

第21条 代議員はホームルームの意見を代表するが、やむを得ないときは自己の意見をのべ、評決に加わることができる。

第22条 代議員は代議員会での決定事項を常にホームルームに徹底する義務がある。

第23条 生徒会運営に関する重要な事項について、代議員会は常任委員会に対してその研究および執行を委託する。

第4節 常任委員会

第24条 生徒会の目的を達成するために、代議員会内に常任委員会を設け、代議員会より委託された事項について原案を作成し、または執行する。

第25条 常任委員会に次の委員会をおき必要に応じて特別委員会をもうけることができる。

経理委員会3名企画委員会6名

第26条 常任委員会は代議員会により選出され会長が任命する。また各委員会には委員長をおき会長が任命する。

第27条 常任委員会は常に書記局と密接な連絡を保ち、執行に際しては書記局と協力し合う。

第5節 専門委員会

第28条 校内外の生活を向上させるために自主的な活動を行う機関として専門委員会を設ける。

第29条 専門委員会に次の委員会をおく。

出版委員会、整美委員会、安全委員会、保健委員会、体育委員会、図書委員会、厚生委員会、選挙管理委員会、応援団委員会、風紀委員会

第30条 各専門委員会は選挙規定にもとづきホームルームより選出された委員により構成され、正副委員長各1名をおく。

第31条 各専門委員会は代議員会からの諮問に答えるため、または日常の委員会活動の重要な問題を処理するため必要に応じて代議員会にその代表を出席させる。

第6節 ホームルーム

第32条 本会の基本単位であるホームルームは生徒会活動の本来の目的を達成するために、会員相互の親和の上にとって活発な日常活動を行うようつとめる。

第33条 ホームルームは下記の役員を選出する。但し兼任はできない。

ホームルーム長、代議員、風紀委員、選挙管理委員、厚生委員、整美委員、安全委員、出版委員、図書委員、保健委員、体育委員、応援団委員

第34条 ホームルーム役員の任期は5月1日より10月31日までを前期、11月1日より翌年4月30日までを後期とする。

第7節 部活動

第35条 部活動は、教科および生徒会活動の一環として、健全な心身の発達を助長するため設立される。

第8節 生徒職員連絡会

第36条 生徒職員連絡会は学校長または教頭、指導部職員、書記局役員で構成し、話し合いの内容によっては参考人を呼ぶこともでき職員と生徒との連絡調整を目的とする。

第37条 生徒職員連絡会の召集は職員側生徒側のどちらからでもできる。

第3章 会 費

第38条 本会の運営費は生徒会費、入会金、寄付金、事業収益金その他をもってこれに当てる。

第39条 生徒会費は月額700円とし、所定の期日に納入する。

第40条 臨時会費を徴収する場合には代議員会の承認を必要とする。

第41条 会計年度は毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

第4章 解任および辞任

第42条 生徒会役員の解任および辞任の要求は生徒会選挙規定にもとづき、その選出会員の記名投票により2/3以上の賛成者を得た場合に効力を発する。責務を全うしない役員には会長は辞任勧告をすることができる。

第5章 会則の改正

第43条 本会則の改正は代議員会の2/3以上の賛成をもって発議し、生徒総会の過半数の賛成を必要とする。

第6章 附 則

第44条 顧問は生徒会の運営に対して指導ならびに助言をする。

第45条 本会則は、1962年4月1日より発効する。